

て、それらを結ぶ推奨ルートを設定し、また、気象・海象情報、海上安全情報及び観光やレジャー等の利便情報を提供するとともに、万一の場合に備え、民間救助機関による安全サポート体制を構築するというものである。マリンロード構想を通じて、マリンレジャー愛好者の自己責任意識及び安全意識の向上を図っていくこととしている。

平成13年度は国土交通省、地方公共団体及び民間を交えた検討会を開催し、宿場町要件、推奨ルートの設定要件及び情報提供の在り方等の基本コンセプトを構築した。

(6) 小型船舶に対する情報提供の充実

一般船舶はもとよりプレジャーボート等に対しても、ユーザーが必要とする気象・海象等の情報をインターネット等を使用して容易に入手できるシステムを整備している。

そのほか、マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」、「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、愛好者に対し安全に関する情報をリアルタイムに提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図っている。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、平成13年は、旅客船等に対する海上保安官の警乗や、4万7,964隻の船舶に立入検査を実施する一方、取締りの実施により2,241件の海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な1,058件の海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導等の実施等により航法、海事関係法令等の遵守、運航マナーの向上、出港前点検の励行、気象・海象情報の的確な把握等安全指導を行った。また、航路等において、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの遊走等の無謀な活動に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施し、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めている。一方、港内、主要狭水道等船舶交通

のふくそうする海域において、巡視船艇による船舶交通の整理及び航法違反等の指導取締りを実施している。

特に、海上交通安全法に定める11航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行っている。

このほか、年末年始には、海上旅客が増加するため、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等を重点対象船舶として、適切な見張りの実施、安全な速力での航行、航法遵守等安全運航の徹底、旅客定員の遵守等に重点を置き、全国一斉の指導取締りを実施し、法令の励行及び安全の確保に努めている。

警察では、近年のマリンレジャー人口と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の整備と水上警察の組織体制の充実強化を図り、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連携してパトロール等を行ったほか、訪船連絡等を通じた安全指導を積極的に行った。また、事故に直結しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを強化し、平成13年は、海事関係法令違反90人を検挙した。特に水上オートバイの事故については、水上（中）におけるレジャー事故に占める割合が最も大きい（約30%）ため、（財）パーソナルウォータークラフト安全協会との連携を図り、事故に直結しやすい無謀な操縦や無免許操縦に重点を置いた指導取締りを推進した。

また、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど水上交通に関する秩序の維持に努めた。

なお、水上安全条例については、福島県、福井県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の8県において、海水浴場に関する規制等を盛り込んだ条例が施行されている。

第7節 救助・救急体制の整備

1 海難情報の収集処理体制の整備

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、全国22箇所の陸上通信所や行動中の巡視船艇により、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守し、遭難情報に即応する体制を整えている。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため、緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知、定着を図っている。

一方、防衛庁は、海上保安庁との協定に基づき、同庁と必要な情報の交換に努めている。また、横須賀、佐世保等9箇所の海岸局では常時、その他の海岸局や艦艇・航空機では状況の許す限り、遭難周波数を聴守している。

2 海難救助体制の充実・強化及び海難救助技術の向上

(1) SAR条約への対応

「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（SAR条約）は、沿岸国が自国の周辺海域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間の協力により、究極的には、世界の海に空白のない捜索救助体制を作り上げることを目的としている。我が国は、同条約に基づき、国内的な体制の整備を行う一方、隣接国とのSAR協定の締結により国際的な協力体制の確立に努めており、現在、米国、ロシア及び韓国とそれぞれSAR協定を締結している。

また、近隣諸国等の要請に応じて、海上における捜索救助体制の整備のため、研修員の受け入れ、専門家の派遣等の技術協力を積極的に推進している。

さらに、海運・水産関係者に対して、コンピュータの利用により多数の船舶の位置等の情報を把握することにより、海難が発生した場合に捜索救助活動を効果的に行うことができる日本の船位通報制度（JASREP）への参加を促進し、この制度の有効活用を図った。平成13年には延べ2万8,365隻の船舶が参加した。

(2) 救命胴衣の着用率の向上

海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者を減少させるためには、救命胴衣の着用率を高めるとともに、落水しても救助を要請できるような連絡手段を確保しておくことが極めて有効であることから、漁船、プレジャーボート等の乗組員を対象とした、救命胴衣の常時着用、携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を三つの基本とする「自己救命策確保キャンペーン」を強力に推進した。

(3) 巡視船艇・航空機等の整備

海上保安庁は、事案即応体制及び業務執行体制の一層の強化を図るため、巡視船艇・航空機等の整備を進めており、平成13年度は、継続分を含め、ヘリコプター1機搭載型巡視船1隻、中型巡視船2隻、大型巡視艇6隻及び小型巡視艇15隻並びに新型ジェット機2機、中型飛行機3機及び中型ヘリコプター1機を整備した。

防衛庁は、人命救助等のための派遣にも役立たせることができるように、航空基地及び艦艇基地に航空機及び艦艇を緊急に発進できる態勢で常時待機させている。

警察では、警察用船舶のほか、船舶無線・各種水難救助資器材等の整備充実を図った。

(4) 海難救助技術の向上

船舶交通のふくそう状況、気象・海象の状況等を勘案し、海難の発生のおそれがある沿岸海域に巡視船艇を配備するとともに、航空機の機動性とヘリコプターのつり上げ救助能力の活用を図るな